

一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会

## プライマリ・ケア看護学ワークショップ〈選択領域編（応用編）〉

### 熊本開催と受講者募集のお知らせ

日本プライマリ・ケア連合学会認定プライマリ・ケア看護師の認定が2019年度より始動いたしました。本研修を全日程ご受講頂くと、認定に必要な単位をご取得頂けます。認定取得をご希望の方はぜひ受講ください（認定申請資格については別紙参照）。

本研修は「プライマリ・ケア看護学（基礎編）」（南山堂）のテキストをもとに、学習内容を深めますが、学会認定 プライマリ・ケア看護師の認定審査の申請には《必須領域編（基礎編）》《選択領域編（応用編）》問わず、いずれのコースでも、申請可能となっております。

★2024年8月3日以降の受講証明書は、3時間（3単位）ずつの発行となります。認定看護師の申請/更新には9単位の受講証明書が必要となります。2024年8月3日より前に研修を受けられた方は9時間（3単位）〈3時間（1単位）換算〉での受講証明書をご提出ください。

◆《選択領域編（応用編）》の〈地域ケア〉のテーマについて1.5単位（1.5時間）ずつ開講します◆

#### 開催概要

■ 日時・テーマ：

2025年1月11日（土）

13:00～13:30 受付

13:30～13:40 挨拶

13:40～15:10 テーマ：地域ケア 講義と事例展開（演習）

サブテーマ：「発達障害児の困難の可視化と心理社会的支援」

講師：熊本大学 大学院保健学教育部・医学部保健学科健康科学講座

教授 大河内彩子

15:20～16:50 テーマ：地域ケア 講義と事例展開（演習）

サブテーマ：「神経難病において遺伝的課題を抱える人々への看護」

講師：熊本大学 大学院保健学教育部・医学部保健学科看護学専攻

准教授 柊中智恵子

■ 開催場所：熊本大学本荘北区キャンパス 臨床医学教育研究センター1階奥窪記念ホール

■ 募集人数：30名（先着順）

■ 対象：看護師、准看護師、保健師、助産師、医師、その他の職種の方

■ 参加費：【会員】3,500円 【非会員】4,000円

■ 服装：白衣・スーツの着用は不要です

■ 申込期間：2024年12月2日（月）～2025年1月6日（月）午後5時

下記申込フォームよりお申込みください。

申し込み URL: <https://forms.gle/e7yGahXLmQMqkZ9p7>

定員に達し次第、締め切りとさせていただきます。

万が一受付確認メールが届かない場合は下記までご連絡ください。

熊本県支部事務局 <primarycarekumamoto@gmail.com>

**■入金期限：2025年1月7日（火）**

参加費振込先口座：

銀行名：ゆうちょ銀行

支 店：〇一九店（ゼロイチキユウ）

種 別：当座

番 号：0678740

一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会

※お振込みされる場合は、「氏名」「会員番号(会員のみ)」「看護学ワークショップ参加費」  
を備考等にご記載ください。

※入金後にキャンセルされた場合の払い戻しは致しませんのでご了承ください。

(キャンセルされる場合は事務局にメールでご連絡下さい)

【お問い合わせ先】

日本プライマリ・ケア連合学会 担当係

メール：[jpca@a-youme.jp](mailto:jpca@a-youme.jp) TEL：06-6449-7760 FAX：06-6441-2055

【当日のご連絡先(遅刻・ご欠席等)】

熊本県支部事務局 <primarycarekumamoto@gmail.com>

(別紙)

本研修は、以下のアンダーラインの研修に該当します。

<日本プライマリ・ケア連合学会認定プライマリ・ケア看護師要綱（抜粋）>

第2条

1. プライマリ・ケアについての所定の研修を受け、その知識、技能及び態度が、学会の目標とする能力に到達していることを認定する。

第3条

1. プライマリ・ケアを志す看護師等に研修到達目標を示し、これに到達するための研修プログラムを整備し提供する。

(認定申請資格)

第6条

1. プライマリ・ケア看護師の認定審査を受けようとする者は、日本国の看護師免許証を有し4年以上の臨床経験を持つ本学会の会員であり、第7条に定める研修を修了していなければならない。

(研修内容)

第7条

1. プライマリ・ケア看護師の認定審査を受けるための研修は次の(1)及び(2)で行う。

(1) 本学会が主催するプライマリ・ケア看護師実践セミナー（e-ラーニング） 27 時間以上

(2) 本学会が主催するプライマリ・ケア看護学ワークショップなど 9 単位以上

2. 研修カリキュラムは、第2条に従って認定制度委員会が定める。

3. 認定制度委員会は、第1項の研修に対して受講者に受講単位に応じた受講証明書を交付する。